

大多喜町移住体験プログラム推進業務委託事業プロポーザル審査要領

1 趣旨

この要領は、大多喜町移住体験プログラム推進業務委託事業（以下「本事業」という）に係るプロポーザルに関する審査の体制及び審査方法等について定める。

2 審査の体制等

- (1) プロポーザルの審査は「大多喜町移住体験プログラム推進業務委託事業 事業者選定審査会」（以下「審査会」という）により行う。
- (2) 審査会は、6人以内の委員で組織する。
- (3) 委員は、副町長、関係職員、本事業に関し識見を有する者及びその他町長が必要と認めた者をもって充てる。
- (4) 審査会に委員長を置き、副町長をもって充てる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が委員のうち指名した者がその職務を代理する。
- (5) 審査会の会議の議長は、委員長が行う。
- (6) 審査会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- (7) 審査結果については、町長へ報告し、契約候補者を決定する。
- (8) 審査会の庶務は、商工観光課交流促進係において処理する。

3 審査方法等

- (1) 提出された提案書に基づくプレゼンテーション審査、関係書類についての審査を行う。
- (2) 審査は、別紙審査基準表に基づき行うものとし、委員全員の評価点の合計得点が最も高い事業者1者を選定し、次点者として1者を選定する。但し、委員全員の評価点の合計得点が満点の6割未満の場合は契約候補者として選定しない。
- (3) 最も高い評価をした審査員の数が同数の場合は、次の審査項目の順で得点の高い事業者を選定する。
 - ① 体験プログラムの実施
 - ② モニタリング調査の検証
 - ③ 業務遂行体制
 - ④ 業務実績
 - ⑤ 付帯提案
 - ⑥ 見積価格
- (4) プロポーザル参加申込者が1者のみの場合、又は提案書説明事業者が1者のみとなった場合でも、本プロポーザル審査要領により審査は実施するものとし、一定水準を満たした提案がない場合は、該当者なしとする場合がある。